

東海村文化協会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東海村文化協会と称し、事務所を東海村大字船場 768 番地 1 に置く。

(目的)

第2条 本会は、東海村文化協会に所属する各連盟の連絡協調を図り、村の文化活動を振興し、地域文化の向上・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、東海村文化協会補助金交付要綱に則り次の事業を行う。

(1) 芸術祭開催事業

広く村民に対し文化協会の活動を披露し、村の芸術文化並びに文化協会に加盟する連盟の芸、技術、及び質の向上のために行う芸術祭の開催事業

(2) 研修会等の開催事業

文化協会の理事及び会員の芸、技術及び質の向上のために行う研修会等の開催事業

(3) 展示会、発表会等の開催事業

文化協会の活動を村の内外に周知するために行う展示会、発表会等の開催事業で営利を目的としないもの

(4) 指導者の派遣事業

文化協会の会員の芸及び技術を村民に対し広く継承し、芸術への関心を高めるために自治会及び公共機関等の要請により行う指導者の派遣事業

(5) 体験教室の開催事業

文化協会の会員の芸及び技術を村民に対し広く継承し、芸術への関心を高めるために公募して行う体験教室等の開催事業

(6) 広報事業

機関紙の発行及びホームページ等を利用した広報事業

(7) 加盟連盟間接補助事業

文化協会に加盟する連盟が行う講習会、研修会、展示会、発表会、体験教室等の開催事業及び広報事業等に対する間接補助事業

(8) 文化協会運営事業

文化協会の運営に関する事業

(9) 東海村文化祭支援事業

東海村文化祭や東海村主催事業への参加及び協力

(10) その他村長が適当と認めた事業

第2章 組 織

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する村内居住及び村内勤務者で構成する連盟をもって組織する。

(入会及び脱会)

第5条 本会に加盟しようとする連盟は、加盟申請書に次の書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1)規約

(2)文化協会会員名簿(様式-4)及び、役員名簿(様式-3)

(3)文化協会助成金に関する事業計画並びに予算(様式-2)

2 本会を脱会しようとする連盟は、脱会届けを会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 本会は、連盟として不適当と認めたときは、理事会に諮りこれを脱会させることができる。

第3章 役員及び委員並びに事務局員

(役員及び委員)

第6条 本会に次の役員及び委員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 2名

(3)理事 (各連盟の理事長又は代表者)

(4)運営委員 7名以内

(5)監事 2名

(役員及び委員の選出)

第7条 会長及び副会長は理事会において選出し総会の承認を得る。

2 理事は、各連盟の理事長、又は代表者をもって充てる。

3 運営委員は、理事の互選による。

4 監事は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員及び委員の任期は、他の役員及び委員の残任期間とする。

3 役員及び委員は、任期を満了しても後任者の就任するまではその職務を行う。

(役員及び委員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し理事会及び運営委員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、他の役員に協力し、本会事業の企画運営にあたる。
- (4) 運営委員は、事業計画案等を審議し、理事会に提案する。
- (5) 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

(事務局)

第10条 事務局は、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団が司る。

(事務局長：1名 事務局員(会計を含む)：若干名)

第4章 評議員

(評議員の選出)

第11条 連盟は評議員1名を選出し、会長に報告しなければならない。

2 評議員は、本会の活動経験が豊富であることが望ましい。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、第8条第1項、第2項、第3項に準ずる。

(評議員の任務)

第13条 評議員は、総会において本会運営に関する事項を審議し事業の遂行に協力する。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第14条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の推薦を得てこれを委嘱する。

(顧問及び参与の任務)

第15条 顧問は、本会の事業につき、会長の諮問に応ずる。また、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

2 参与は、会長の要請する事項について援助、協力する。

第6章 会議

(会議)

第16条 本会の会議は、総会及び理事会並びに運営委員会とし、会長が招集する。

(総会の開催)

第17条 総会は、役員並びに評議員をもって構成し年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は、評議員総数の3分の1以上の要求があったときは臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、評議員の中から選出する。

(理事会の開催)

第18条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(運営委員会の開催)

第19条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員をもって構成し、随時開催する。

(会議の定足数)

第20条 会議は、総会においては評議員の、理事会においては理事の、運営委員会においては運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第21条 議事は、総会においては評議員の、理事会においては理事の出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 運営委員会の議事は、委員の出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第22条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 本会の基本方針及び年度計画
- (3) 役員承認(理事及び監事を除く)
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要な事項

(理事会)

第23条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の企画運営及び予算案、決算案
- (2) 予算変更
- (3) 入会及び脱会
- (4) 会長、副会長の選出
- (5) 監事の委嘱承認
- (6) 運営委員の選出
- (7) 顧問及び参与の委嘱推薦
- (8) 細則の制定
- (9) その他本会の運営に関する事項

(運営委員会)

第24条 運営委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 理事会に付議する事業計画及び予算に関すること。
- (2) 総会で決定された予算及び事業計画に基づく協会の事業運営に関すること。
- (3) 理事会に付議する必要がある事項に関すること。
- (4) その他、運営委員会の運営上必要な事項に関すること。

第7章 会 計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第26条 会費は年額とし、年度当初に納入するものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 慶 弔

(慶弔)

第28条 本会の慶弔規程について、別表のとおり定める。

第9章 補 則

(会員の義務)

第29条 連盟は、毎年度当初に次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 文化協会助成金に関する実績報告書(様式-1)
- (2) 文化協会助成金に関する事業計画並びに予算(様式-2)
- (3) 文化協会会員名簿(様式-4)及び、役員名簿(様式-3)

(規約改正)

第30条 本規則は、総会において、評議員出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

(細則)

第31条 本規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

- 1 本規約は、昭和60年4月27日から施行する。
- 2 従前の東海村文化協会規約は廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成9年5月22日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成11年5月21日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成22年4月1日に遡及し施行する。

附則

- 1 本規約は、平成24年2月2日から遡及する。

附則

- 1 本規約は、平成24年5月22日から施行する。

附則

- 1 本規約は、平成25年5月22日から施行する。